

千葉県 の 監査

—令和2年度版—

千葉県監査委員

この冊子は、定期監査・決算審査・基金運用状況審査・健全化判断比率等審査については令和2年度会計を対象とした監査等の結果を、財政的援助団体等監査については令和元年度会計を対象とした監査の結果を、その他の監査についてはおおむね令和2年度に行った監査等の結果を中心に作成しました。

千葉県の監査—令和2年度版— 目次

第1 監査等の概要

1 基本的考え方	1
2 監査等の対象	1

第2 監査等の結果

I 定期監査	3
II 行政監査	8
III 財政的援助団体等監査	11
IV 決算審査	13
V 例月出納検査	25
VI 基金運用状況審査	26
VII 健全化判断比率等審査	27
VIII 内部統制評価報告書審査	29
IX 住民監査請求	31
X 外部監査	32

【資料】

1 監査委員	33
2 令和2年度監査計画	34

(計画期間：令和2年9月～令和3年8月)

第1 監査等の概要

1 基本的考え方

千葉県監査委員監査基準に基づき、合規性、正確性、経済性、効率性及び有効性の観点から、監査を行うものとする。

監査の実施に当たっては、監査の効率化及び重点化の観点から重点監査事項を設定するとともに、地方自治法の改正により令和2年4月から知事に求められている内部統制制度の整備及び運用の取組状況を踏まえ、監査の対象に係るリスクの内容及び程度にも留意しつつ、監査を行うものとする。

また、監査結果等の情報を県民に積極的に、かつ、わかりやすく公表し、県民から信頼される監査の実現を目指す。

2 監査等の対象

(1) 令和2年度監査計画に基づき監査委員が実施した監査等は、次のとおりである。

区分	内 容	監査対象等
定期監査	対象期間は原則令和2年度とし、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行を対象に監査を実施した。	県の本庁、出先機関(各種委員会等を含む)の全て、486機関
行政監査 (テーマ型)	令和元・2年度は「民間企業等との連携協定について」をテーマとし、監査を実施した。	平成30年度末で有効な連携協定を対象に監査対象機関を選定
財政的援助団体等監査	対象期間は原則令和元年度とし、財政的援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、適切かつ効率的に行われているか、当該財政的援助等の目的に沿って行われているか、財政的援助団体等に対する所管部局の指導監督が適切に行われているかを主眼として監査を実施した。 出資法人については、資金管理及び運用並びに公の施設の管理受託の状況についても確認した。	県の出資率が25%以上の出資法人、県の補助金が3億円以上の私立高等学校、県の補助金が5千万円以上の団体及び指定管理料が5千万円以上の指定管理者、93団体のうち49団体
決算審査	決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であることを確認するとともに、予算が合理的かつ効率的に執行されているか、経営成績及び財務状況を適正に表示しているか、経営活動が経済性、公共性を発揮しているか、会計全般の決算状況等について審査を実施した。	普通会計決算、公営企業会計決算
例月出納 検査	各会計の毎月の現金の出納について、計数が正確なものとなっているか、現金及び預金の出納事務が正確に行われているかを主眼として検査を実施した。	普通会計、公営企業会計、基金における現金及び預金の出納
基金運用 状況審査	令和2年度における基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているかを確認するとともに、基金の運用が設置目的に沿って適正に行われているかを主眼として審査を実施した。	土地開発基金、美術品等取得基金
健全化判断 比率等 審査	令和2年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であることを主眼として審査を実施した。	普通会計決算、公営企業会計決算

区分	内 容	監査対象等
内部統制 評価報告 書審査	知事が作成した内部統制評価報告書について、知事による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかについて審査を実施した。	財務に関する事務

(2) (1) を除く監査委員が実施した監査、検査、審査その他の行為については、次のとおりである。

区分	内 容	監査対象等
住民監査 請求	知事等について、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実があるとして、住民から監査を求められたものについて監査を行った。	請求件数：2件 (うち監査実施件数 : 0件)

【注】 監査の区分及び基準について

(1) に係る監査等の結果は、次の区分及び基準に従い処理を行っている。

(1) 区分

	監 査	検 査	審 査
区分	指摘事項	指摘事項	改善すべき事項 (※1)
	注意事項	注意事項	留意すべき事項 (※2)
	指導事項		

※1 指摘事項に準ずる。

※2 注意事項に準ずる。

(2) 基準

ア 指摘事項

(ア) 法令等の重大な違反や不正な行為があった場合その他著しく適正を欠くと認められる場合

(イ) 経済性、効率性及び有効性の観点から著しく不適切又は不合理であると認められる場合

(ウ) 前回の監査において注意事項とした事項について改善の効果が認められない場合

イ 注意事項

(ア) 法令等の違反があった場合その他適正を欠くと認められる場合

(イ) 経済性、効率性及び有効性の観点から不適切又は不合理であると認められる場合

(ウ) 前回の監査において指導事項とした事項について改善の効果が認められない場合

ウ 指導事項

(ア) 事務処理等について適正を欠くものがあると認められるもののその内容が軽微である場合

(イ) 事務処理等について違法ではないものの改善することにより適正な事務の執行が図られると認められる場合

第2 監査等の結果

I 定期監査

1 監査の実施状況

(1) 令和2年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業を対象として、
 合规性、正確性、経済性、効率性及び有効性の観点から監査を実施した。

また、監査を効果的に実施するため、令和2年度は、普通会計及び公営企業会計ともに、重点
 監査事項に重点を置いて実施した。

ア 重点監査事項

(ア) 適正な財務事務の執行について

- ・ 収入未済について
- ・ 工事の執行について
- ・ 契約事務について
- ・ 財産について

(イ) 内部統制について

(2) 監査の実施時期

令和2年9月から令和3年8月

(3) 監査対象は令和2年度会計に係る事務・事業とし、監査対象機関は、令和2年4月1日現在の
 486 機関の全てとした。

区 分		監査計画数	監 査 実 施 機 関 数		
			実地監査	書面監査	計
普通 会 計	本 庁	108	108	—	108
	出先機関	338	126 ※	212 ※	338
	計	446	234	212	446
企公 営 会 計	本 庁	14	14	—	14
	出先機関	26	11 ※	15 ※	26
	計	40	25	15	40
合 計	本 庁	122	122	—	122
	出先機関	364	137	227	364
	計	486	259	227	486

※コロナ感染症対応で11機関を実地監査から書面監査に変更したため監査計画とは異なる。

2 指摘事項等の件数

区 分		監査実施数	指 摘 等 の 件 数			
			指摘事項	注意事項	指導事項	意見
普通会計	本 庁	108	1	22	56	0
	出先機関	338	12	40	144	0
	計	446	13	62	200	0
公営企業会計	本 庁	14	0	4	3	0
	出先機関	26	6	2	17	0
	計	40	6	6	20	0
合 計	本 庁	122	1	26	59	0
	出先機関	364	18	42	161	0
	計	486	19	68	220	0

3 指摘事項等の概要

(1) 指摘事項

(普通会計) 13件

番号	項目	件数
1	個人事業税の課税誤りについて、再発防止を求めたもの	10
2	工事に係る不適切な発注・契約手続について、再発防止を求めたもの	1
3	収入事務の誤りについて、再発防止を求めたもの	1
4	工事の積算について、適正な事務手続を求めたもの	1

(企業会計) 6件

番号	項目	件数
1	事務手続の遅延による損害賠償の発生について、再発防止を求めたもの	1
2	業務委託の積算誤りについて、適正な積算を求めたもの	1
3	支出負担行為の遅延について、適正な事務手続を求めたもの	1
4	契約事務について、適正な事務手続を求めたもの	1
5	支出事務について、適正な事務手続を求めたもの	1
6	不適切な契約事務を行ったことについて、再発防止を求めたもの	1

(2) 注意事項

(普通会計) 62件

番号	項目	件数
1	収入未済の解消を求めたもの	25

2	収入事務について、適正な事務手続を求めたもの	8
3	個人情報に記載された書類の紛失等について、再発防止を求めたもの	6
4	契約事務について、適正な事務手続を求めたもの	4
5	支出事務について、適正な事務手続を求めたもの	4
6	工事等の積算について、適正な事務手続を求めたもの	3
7	不法占用されている財産について、適正な管理を求めたもの	2
8	個人事業税の課税誤りについて、再発防止を求めたもの	2
9	支出負担行為の遅延について、適正な事務手続を求めたもの	1
10	PCR 検査の事務処理誤りについて、再発防止を求めたもの	1
11	PTA 会費の着服等について、再発防止を求めたもの	1
12	支払先の誤認について、再発防止を求めたもの	1
13	アンケート用紙の大量の誤送付について、再発防止を求めたもの	1
14	指定管理者の不適切な料金徴収について、再発防止を求めたもの	1
15	委託事業者の二重払い等について、再発防止を求めたもの	1
16	公立学校教員採用候補者選考の出題及び正答誤りについて、再発防止を求めたもの	1

(企業会計) 6件

番号	項目	件数
1	未収金の管理について、早期の債権回収への取組を求めたもの	1
2	調定の時期について、適正な事務手続を求めたもの	1
3	設計積算について、適正な事務手続を求めたもの	1
4	契約事務について、適正な事務手続を求めたもの	1
5	支出事務について、適正な事務手続を求めたもの	1
6	支出負担行為の遅延について、適正な事務手続を求めたもの	1

(3) 指導事項

(普通会計) 200件

番号	項目	件数
1	支出負担行為の時期に係るもの	37
2	収入未済に係るもの	36
3	支払の時期に係るもの	26
4	契約事務に係るもの	26
5	調定の時期に係るもの	19
6	事務手続に係るもの	18
7	財産の管理に係るもの	16

8	収入事務に係るもの	10
9	物品等の管理に係るもの	6
10	入試出願事務に係るもの	3
11	工事の積算に係るもの	2
12	工事の施工管理に係るもの	1

(企業会計) 20件

番号	項目	件数
1	未収金に係るもの	4
2	支払時期に係るもの	3
3	調定の時期に係るもの	3
4	収入事務に係るもの	2
5	事務手続に係るもの	2
6	帳簿の管理に係るもの	2
7	財産の管理に係るもの	1
8	財産の使用許可に係るもの	1
9	支出負担行為に係るもの	1
10	委託の積算に係るもの	1

<参考> 主な項目別処理区分

(普通会計)

項目	指摘事項	注意事項	指導事項
収入未済	0	25	36
調定の時期	0	7	19
その他の収入事務	1	1	10
支出負担行為の時期	0	1	37
契約事務	1	4	26
工事等の積算	1	3	2
その他の支出事務	0	5	26
財産の管理	0	2	16
個人情報等の紛失等	0	6	5
内部統制	0	0	0
その他	10	8	23
計	13	62	200

(企業会計)

項目	指摘事項	注意事項	指導事項
未収金	0	1	4
調定の時期	0	1	3
その他の収入事務	0	0	2
支出負担行為の時期	1	1	1
支出事務	1	1	3
契約事務	2	1	0
工事等の積算	1	1	1
財産の管理	0	0	1
労務管理	0	0	0
その他	1	0	5
計	6	6	20

II 行政監査

1 行政監査の実施状況

(1) 監査の種類

行政監査は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項及び千葉県監査委員監査基準（令和 2 年千葉県監査委員告示第 1 号）第 2 条第 1 項第 2 号の規定による行政監査であり、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査するものである。

(2) 監査のテーマ

「民間企業等との連携協定について」

(3) 監査の実施時期

令和元年 9 月から令和 3 年 3 月（予備調査を含む。）

※令和元年度は台風 15 号、19 号及び 10 月 25 日の大雨への対応のため、監査に対応困難な所属が多く発生したことから、令和 2 年度にわたり監査を実施した。

(4) 監査の目的

本県において、地域活性化、災害対応等の目的のため、幅広い分野又は特定の分野で、民間企業等と連携する協定（覚書、確認書等を含む。以下同じ。）を締結して施策に取り組んでいるが、協定に基づく事業を実施する実効性の確保や具体的な成果等について、検証の必要があると考えられる。

そこで、協定の締結状況を把握し、協定による具体的な事業・効果、実効性の確保、協定を活用する仕組み等の確認を通じて、協定の在り方を監査した。

2 監査の結果

平成 30 年度の状況について、「包括協定」「個別協定」「災害協定」の 3 種類の協定に分類した上で、66 協定を監査対象とし、その所管課である 25 機関を監査対象機関として選定した。

監査対象機関に実地及び書面による職員調査を行い、監査委員による書面監査を実施した。

(1) 協定の分類

包括協定・・・幅広い分野において連携協力する協定

個別協定・・・特定の分野において連携協力する協定

災害協定・・・災害対応に特化して連携協力する協定

(2) 締結の理由・相手方の選定

包括協定 (21 協定)	個別協定 (23 協定)	災害協定 (22 協定)
<p>事業実施に関するガイドライン等を定め、一定の政策目的をもって協定を締結しているものは、17 協定であった。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>包括協定を締結する際には、事業実施に関するガイドライン等の整備を検討されたい。</p>	<p>事業実施に関するガイドライン等を定め、具体的な政策目的をもって協定を締結しているものは、10 協定であった。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>相手方の提案を尊重しつつ、どのような政策目的でどのような事業の実施を求めるか、更なる検討を期待したい。</p>	<p>全 22 災害協定で、一定の目的をもって締結されていた。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>有事において確実に効果が得られるような、適切な相手方の選定に努められたい。</p>

(3) 協定事業の実績及び情報発信

包括協定 (21 協定)	個別協定 (23 協定)	災害協定 (22 協定)
<p>一定の実績があるものは、19 協定であり、その実績は、健康の増進、地域福祉の向上、青少年の健全育成、環境対策、安全安心なまちづくり等、多様であった。</p> <p>県で情報発信しているものは、18 協定であった。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>透明性を確保する観点から、協定による取組・成果等の情報発信に努められたい。</p>	<p>高齢者の見守りに特化した様々な成果や月 1 回の情報交換の定期化といったきめ細かい実績を上げているものがあつた。</p> <p>県で情報発信しているものは、7 協定であった。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>意見交換や情報提供を行う等の協定事業を行うための積極的な取組を検討されたい。</p> <p>透明性を確保する観点から、協定による取組・成果等の情報発信に努められたい。</p>	<p>協定に関連した実績があつたものは 13 協定であった。</p> <p>その中には、有事に協定を発動させるための具体的な訓練の実績があつたものがあつた。</p> <p>県で情報発信しているものは、3 協定であった。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>訓練や情報交換といった取組を行うことにより、関係性を維持するような取組を検討されたい。</p> <p>透明性の確保の観点から、訓練や情報交換といった相手方と取り組んだ実績等について、情報発信に努められたい。</p>

(4) 実効性の確保（継続的な取組の確保）

包括協定（21 協定）	個別協定（23 協定）	災害協定（22 協定）
<p>事業計画や関係課における実績をまとめること、事業内容の協議を行うこと等で実効性の確保に努めているものは、21 協定全てであった。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>実効性確保の観点から、事業計画又は実績報告を求められるような仕組みを検討されたい。</p>	<p>事業計画や実績報告を求めるほか、事業内容の協議を行うこと等で実効性の確保に努めているものは、12 協定であった。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>実効性の確保の観点から、事業計画又は実績報告を求められるような仕組みを検討されたい。</p> <p>特に、協定事業の実績が見られない場合には、協定内容等の見直しを検討されたい。その際は、協定の有期限化や事業計画や実績報告と組み合わせた自動更新の仕組み等も検討されたい。</p>	<p>有事に協定を発動させるための訓練の実施等、何らかの取組を行っているものは 13 協定であった。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>実効性の確保の観点から、訓練や連絡体制の確認といった有事に協定を活用できるような取組を検討されたい。</p>

(5) 協定事業を広げる仕組み、波及効果等

包括協定（21 協定）	個別協定（23 協定）	災害協定（22 協定）
<p>事業提案の庁内照会や実績の取りまとめを行うとともに、関係課との間で情報共有を行っているものは、18 協定であった。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>協定を幅広く活用するため、関係課や相手方からの事業提案について、取りまとめや仲介のような取組を検討されたい。</p>	<p>事業計画や実績報告を関係課に情報提供しているものは 1 協定であった。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>協定の取組について県の政策との関係を踏まえ、県の政策がより広がるような協定の取組について検討されたい。</p>	<p>協定に定めはないが自主的な取組として訓練等が行われているものがある等、協定事業に広がりが見られたものがあつた。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>他の都道府県や市町村等との連携を深め、協定の効果が大きくなるよう検討されたい。</p>

Ⅲ 財政的援助団体等監査

1 監査の実施状況

(1) 令和元年度の財政的援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、適切かつ効率的に行われているか、当該財政的援助等の目的に沿って行われているか、財政的援助団体等に対する所管部局の指導監督が適切に行われているかを主眼として実施した。

また、出資法人については、資金管理及び運用並びに公の施設の管理受託の状況についても確認した。

(2) 監査の実施時期

令和2年9月から令和3年3月

(3) 監査対象は令和元年度会計における財政的援助等に係るものとし、また、監査対象団体は、①県の出資率が25パーセント以上の出資法人②県の補助金が3億円以上の私立高等学校③県の補助金が5千万円以上の団体（市町村及び出資法人を除く。）④指定管理料が5千万円以上の指定管理者（市町村及び出資法人を除く。）とし、このうち49団体について監査を実施した。

区 分	監査対象 団体の数	監査実施団体の数		
		実地監査	書面監査	計
出資法人	32	24	8	32
私立高等学校	33	6	7	13
その他の援助 (補助) 団体	13	1	0	1
指定管理者	15	3	0	3
計	93	34	15	49

2 指摘事項等の概要

(1) 件数

区 分	監査実施数	指 摘 等 の 件 数			
		指摘事項	注意事項	指導事項	意見
出資法人	32	2	4	7	0
私立高等学校	13	0	0	0	0
その他の援助 (補助) 団体	1	0	1	0	0
指定管理者	3	0	0	0	0
計	49	2	5	7	0

(2) 主な事項

ア 指摘事項 2件

番号	項目	件数
1	手当の一部未払及び遅延損害金の発生について、再発防止を求めたもの	1
2	経営状況について、改善を求めたもの	1

イ 注意事項 5件

番号	項目	件数
1	未収金等について、早期回収を求めたもの	3
2	経営状況について、改善を求めたもの	1
3	複数の経理事務について、適正な事務手続を求めたもの	1

ウ 指導事項 7件

番号	項目	件数
1	収入事務に係るもの	2
2	会計処理に係るもの	2
3	決算処理に係るもの	1
4	支出事務に係るもの	1
5	資産管理に係るもの	1

IV 決算審査

1 会計管理者所管の会計

(1) 審査の対象

令和2年度歳入歳出決算の審査対象は、次のとおりである。

令和2年度	千葉県一般会計
令和2年度	千葉県特別会計財政調整基金
令和2年度	千葉県特別会計県債管理事業
令和2年度	千葉県特別会計地方消費税清算
令和2年度	千葉県特別会計自動車税証紙
令和2年度	千葉県特別会計市町村振興資金
令和2年度	千葉県特別会計母子父子寡婦福祉資金
令和2年度	千葉県特別会計心身障害者扶養年金事業
令和2年度	千葉県特別会計国民健康保険事業
令和2年度	千葉県特別会計日本コンベンションセンター国際展示場事業
令和2年度	千葉県特別会計小規模企業者等設備導入資金
令和2年度	千葉県特別会計工業団地整備事業
令和2年度	千葉県特別会計就農支援資金
令和2年度	千葉県特別会計営林事業
令和2年度	千葉県特別会計林業・木材産業改善資金
令和2年度	千葉県特別会計沿岸漁業改善資金
令和2年度	千葉県特別会計港湾整備事業
令和2年度	千葉県特別会計土地区画整理事業
令和2年度	千葉県特別会計奨学資金

(2) 審査の着眼点及び実施内容

令和2年度の一般会計及び特別会計の決算審査に当たっては、決算の計数は正確であるか、予算の執行が議決の本旨にのっとり適正で経済的かつ効果的に行われているか、また、財務に関する事務は関係諸法規に適合しているかなどの諸点に留意するとともに、関係諸帳票、証書類等を照合精査し、関係当局の説明を聴取したほか、更に定期監査及び例月出納検査の結果も参考にして、慎重に審査を実施した。

(3) 審査の結果及び意見

ア 審査の結果

各会計の決算その他関係書類については、法令に適合し、決算に関する計数は、関係諸帳票、証書類及び指定金融機関総括店の公金出納総括計算表と符合しており、いずれも正確なものと認められた。

また、予算の執行等については、一部に留意すべき事項が見られたほかは、おおむね適正であると認められた。

イ 審査の意見

(ア) 決算の概要

a 決算総額

令和2年度の一般会計及び特別会計の歳入決算合計額は、前年度と比較して5,817億7,831万余円(17.2パーセント)増加し、3兆9,715億2,072万余円となった。

また、歳出決算合計額は、前年度と比較して5,525億1,920万余円(16.7パーセント)増加し、3兆8,642億1,163万余円となった。

歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を減じた実質収支は、一般会計で400億726万余円、特別会計では18会計の合計で529億9,196万余円の黒字となっている。

※一般会計実質収支約400億円のうち、約356億円は、新型コロナウイルス感染症に係る交付金等の概算交付によるもので、令和3年度に国に全額返還する必要があり、国庫返還分を除いた実質収支は、約44億円の黒字となる。

b 一般会計歳入総額

一般会計歳入総額は、前年度と比較して5,234億8,101万余円(31.2パーセント)増加し、2兆2,018億1,160万余円となった。

この主な要因は、新型コロナウイルス感染症に係る交付金の増などにより、国庫支出金が2,708億3,664万余円、諸収入が2,016億5,755万余円、県債が239億6,246万余円増加した一方、繰入金が92億5,314万余円、地方特例交付金が34億7,494万余円、使用料及び手数料が10億4,161万余円減少したことなどによるものである。

また、収入未済額は、前年度より31億3,339万余円増加し、令和2年度末現在は205億3,221万余円となった。

このうち、県税が前年度と比較して32億1,853万余円(21.7パーセント)増加し、180億7,470万余円であり、その大半を占めている。

※県税の収入未済額約181億円のうち、約55億円は新型コロナウイルス感染症に伴う特例猶予によるものであり、その猶予額を除くと約126億円となる。

c 一般会計歳出総額

一般会計歳出総額は、前年度と比較して5,094億4,708万余円(31.1パーセント)増加し、2兆1,483億7,650万余円となった。

この主な要因は、新型コロナウイルス感染症に対応するための増などで、商工費が2,760億7,944万余円、衛生費が886億9,958万余円、民生費が706億701万余円、諸支出金が

295億5,372万余円増加した一方、教育費が54億5,957万余円、議会費が1億1,991万余円減少したことなどによるものである。

d 特別会計（18会計）

特別会計歳入総額は、前年度と比較して582億9,729万余円（3.4パーセント）増加し、1兆7,697億912万余円となった。

この主な要因は、特別会計地方消費税清算が1,042億8,923万余円増加した一方、流域下水道事業が特別会計から公営企業会計の適用となり、328億6,558万余円の皆減となったことなどによるものである。

また、収入未済額は前年度と比較して3,731万余円（5.6パーセント）減少し、6億2,815万余円となった。

特別会計歳出総額は、前年度と比較して430億7,211万余円（2.6パーセント）増加し、1兆7,158億3,513万余円となった。

この主な要因は、特別会計地方消費税清算が984億5,696万余円増加した一方、特別会計流域下水道事業が252億7,724万余円の皆減となったほか、特別会計国民健康保険事業が197億6,007万余円、特別会計土地区画整理事業が74億2,767万余円減少したことなどによるものである。

e その他

基金については、前年度と比較して130億4,876万余円（1.6パーセント）増加し、21の基金の総額は8,300億8,599万余円となった。

(イ) 意見

a 財政状況について

令和2年度の一般会計の決算で、実質収支は17年連続の黒字となる。

一方、財政構造の弾力性を示す経常収支比率（普通会計ベース）については、前年度の97.0パーセントから98.2パーセントになり、前年度比で1.2ポイント上昇している。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症に係る国庫支出金が大きく増加し、県税収入についても増となったこと等により、財政運営は安定的に推移したところである。一方、令和元年度の台風被害に続き、新型コロナウイルス感染症対策への継続的な対応等に加え、経常収支比率も高まるなど、財政状況は厳しくなりつつある。また、今後の高齢者の割合の加速化に伴う社会保障関係経費や、老朽化が進む県有施設の維持・更新経費など多額の財政需要も見込まれている。

今後とも財政運営を安定的に行うため、中長期的な視野に立った上で、自主財源の確保や経費の節減のみならず、既存事業の抜本的な見直しなど、財政改革への取組も必要な状況になりつつあると考えることから、的確に対応していただきたい。

b 一般会計歳入について

(a) 県税については、収入未済額が180億7,470万余円と多額であり、また、不納欠損額が

10億5,280万余円である。県税は自主財源の根幹であり、税収を確保することは極めて重要である。

税負担の公平性を保つためにも、主要税目である個人県民税の徴収に関する市町村支援など徴収体制の充実・強化、課税客体の的確な把握及び迅速確実な滞納整理の実施により、収入歩合の一層の向上を図り、税収の確保に努められたい。

- (b) 県税以外の収入未済額についても、24億5,751万余円と多額であることから、「債権管理適正化の手引」（令和2年5月改定）に基づき、法的措置を含めた債権回収の強化を図るとともに、収入未済の発生防止に努め、その縮減に向けた取組を一層推進されたい。

なお、必要な対応を図ったものの回収が見込めないものについては、適切な処理を進めていただきたい。

※収入未済の主なもの

・雑入（行政代執行費用等原因者償還金）	10億3,876万8,990円
・土木使用料（県営住宅使用料）	3億4,622万1,583円

- (c) 県債については、建設地方債の残高が、平成17年度以降、減少している一方、普通交付税の振替である臨時財政対策債等は一貫して増加している。

令和2年度の一般会計の県債残高は、前年度末と比べ0.3パーセント増加し、3兆720億円となっている。

今後、建設地方債について、後年度負担に配慮した計画的な発行に留意されたい。

c 一般会計歳出について

- (a) 歳出については、感染症や防災対策などの喫緊の課題に対応し、県民の命と暮らしを守るとともに、本県の活力を維持、向上させる施策を着実に実行するため、引き続き事務事業の見直しを行い、最少の経費で最大の効果を挙げられるよう予算の効率的な執行に努められたい。

- (b) 翌年度繰越額は、全体で1,727億9,997万余円と極めて多額であり、また、前年度と比較して622億9,575万余円増加している。特に土木費の繰越額については583億4,722万余円、農林水産業費については223億3,981万余円と多額となっているが、歳出予算については、本来、当該年度に執行することが原則であることから、繰越しの縮減に努められたい。

なお、新型コロナウイルス感染症対応のための事業費等が多額だったことにより、商工費は805億12万余円の繰越しとなった。

d 特別会計について

特別会計については、一般会計と同様に徹底した経費の節減、計画的な予算執行を図るとともに、貸付金・償還金等の収入未済の解消に努め、一般会計からの繰入金の縮減を図られたい。

また、翌年繰越額は、全体で 58 億 8,186 万余円と多額であり、繰越しの縮減に努められたい。

e 契約について

契約については、透明性及び公正性の確保を図る観点から、引き続き一般競争入札を拡大するとともに、随意契約については関係法令の趣旨を十分に踏まえ適正に執行されたい。

f 財産管理について

財産管理については、「千葉県県有建物長寿命化計画」（平成 29 年 11 月策定）に基づき、県が保有する庁舎等の施設の長寿命化の取組を推進し、維持・更新費の軽減・平準化を図るとともに、財源確保等の観点から、売却可能な未利用県有地等の処分を促進されたい。

また、県有地の不法占有については、早急に解消されたい。

g 公社等外郭団体に対する監督・指導について

公社等外郭団体については、県行政改革推進本部が決定した方針に基づき改革を進めるとともに、公社等外郭団体の経営管理や適正な経理処理の徹底・浸透に留意し、会計処理について十分な監督・指導を行われたい。

(ウ) 留意すべき事項（収入未済額が多額で、収入手続が適正を欠くもの。）

No.	機 関 名	留 意 す べ き 事 項
1	総務部 政策法務課	雑入（公益目的取得財産残額に相当する額の金銭の贈与）366,128,600 円の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実に 行い、解消に努めること。
2	健康福祉部 健康福祉指導課	雑入（生活保護費弁償金及び生活保護費過年度分返還金）63,860,412 円（かい分）の収入未済について、多額であることから、所要の事務手 続を着実に 行い、早期解消に努めること。
3	健康福祉部 児童家庭課	特別会計母子父子寡婦福祉資金の母子福祉資金元利収入（貸付金返納等）、寡婦福祉資金元利収入（貸付金返納等）及び雑入（違約金）298,497,184 円（うち、かい分 29,233,190 円）の収入未済について、多額であること から、所要の事務手続を着実に 行い、早期解消に努めること。
4		雑入（児童扶養手当返還金及び求償金）18,116,450 円の収入未済につい て、多額であることから、所要の事務手続を着実に 行い、早期解消に努め ること。

No.	機 関 名	留 意 す べ き 事 項
5	健康福祉部 児童家庭課	民生費負担金（児童措置費負担金及び児童福祉施設費負担金（児童養護施設等分））131,767,582円（かい分）の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。
6	健康福祉部 障害者福祉推進課	雑入（自立支援医療費返還金）13,108,290円の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。
7	健康福祉部 障害福祉事業課	民生費負担金（児童措置費負担金（障害児施設分））24,552,980円（かい分）の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。
8	健康福祉部 医療整備課	貸付金元利収入（保健師等修学資金貸付金返納等）49,734,819円の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。
9	環境生活部 廃棄物指導課	雑入（行政代執行費用等原因者償還金）1,038,768,990円の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。
10	商工労働部 経営支援課	特別会計小規模企業者等設備導入資金の雑入（償還金等）21,634,860円の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。
11	農林水産部 団体指導課	特別会計就農支援資金の貸付金元利収入（農業改良資金及び就農支援資金）及び雑入（違約金）81,978,401円（うち、かい分76,513,401円）の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。
12		特別会計林業・木材産業改善資金の貸付金元利収入41,191,287円（かい分）の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。
13	農林水産部 安全農業推進課	雑入（補助金返還金）16,265,000円の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。
14	県土整備部 河川環境課	雑入（行政代執行費用原因者負担金等）62,925,384円（かい分）の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。
15	県土整備部 都市整備局住宅課	土木使用料（県営住宅使用料）346,221,583円の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。
16	教育庁企画管理部 財務課	特別会計奨学資金の雑入（奨学資金貸付金返納等）179,824,809円（うち、かい分41,653,324円）の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。

2 公営企業管理者所管の会計

(1) 審査の対象

令和2年度公営企業会計決算の審査対象は、次のとおりである。

令和2年度 上水道事業会計

令和2年度 工業用水道事業会計

令和2年度 造成土地管理事業会計

令和2年度 病院事業会計

令和2年度 流域下水道事業会計

(2) 審査の着眼点及び実施内容

令和2年度の公営企業会計の決算審査に当たっては、事業の運営が地方公営企業法第3条（経営の基本原則）の趣旨に従って行われたか、それぞれの事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、不適正な経理処理が行われていないかなどに主眼を置くとともに、平成22年4月に策定した「千葉県監査改革指針」を踏まえ、知事から提出された決算書及び附属書類の計数を点検し、関係諸帳票、証書類等を照合精査するとともに関係当局の説明を聴取したほか、更に定期監査及び例月出納検査の結果も参考にして、慎重に審査を実施した。

(3) 審査の結果及び意見

ア 審査の結果

審査に付された決算書及び附属書類は、全ての会計について、その計数が正確で経営成績及び財政状態をおおむね適正に表示しているものと認められた。

また、予算の執行等については、一部に留意すべき事項が見られたほかは、おおむね適正であると認められた。

イ 審査の意見

(ア) 全事業会計共通事項

a 意見

(a) 各公営企業会計においては、地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則にのっとり、企業の経済性を発揮するとともに、施設の老朽化や経営状況の悪化等の事業運営上の諸課題に的確に対応し、健全な経営に努められたい。

(b) 随意契約をはじめとする入札・契約事務については、関係法令の趣旨を十分に踏まえて、引き続き適正な執行に取り組まれたい。

(c) 各公営企業会計における経営状況等を的確に把握できるよう、会計の原則にのっとり、適正な会計処理の徹底に努められたい。

(d) 支出負担行為や調定・支払の遅延などが多数認められたほか、契約の不備や積算の誤り等も確認されたところである。

今後とも「千葉県コンプライアンス基本指針（平成 22 年 3 月制定）」を徹底させるとともに、「事務ミス未然防止・再発防止に向けて（平成 28 年 3 月策定）」を活用して、所属におけるチェック体制の改善、見直しを図っていただきたい。

また、知事部局等において内部統制制度の整備及び運用が開始されていることを踏まえ、各公営企業管理者においても内部統制の一層の強化に努められたい。

(イ) 上水道事業会計

a 決算の状況

上水道事業会計における収益的収支決算額は、営業収益等の水道事業収益が 825 億 257 万余円で、営業費用等の水道事業費用が 703 億 2,895 万余円となった。

一方、資本的収支決算額は、企業債等の資本的収入が 152 億 5,166 万余円で、建設改良費等の資本的支出が 598 億 5,545 万余円となった。

次に、損益については、収益は 757 億 2,472 万余円、費用は 676 億 4,875 万余円で、純利益が前年度に比べ 1,924 万余円減の 80 億 7,596 万余円となった。

収益は、給水収益の減少等により前年度に比べ 6 億 5,862 万余円減少している。

一方、費用は、営業費用の増加等により前年度に比べ 6 億 7,787 万余円増加している。

また、資金残高は、前年度に比べ 13 億 8,254 万余円減の 476 億 1,469 万余円となった。

b 意見

(a) 営業費用が引き続き増加傾向にあるとともに、長期的にも大幅な給水収益の増加が難しい中で、老朽化の進行による施設の更新費用増加が見込まれているので、今後も収支バランスに留意し、健全経営の確保に努められたい。

(b) 今後も老朽化が進む浄・給水場の施設及び設備並びに管路について、平成 27 年度末に策定した「千葉県営水道事業長期施設整備方針（平成 28 年度～令和 27 年度）」に基づき、適切な維持管理により長寿命化を図るとともに、計画的、効率的な更新・整備を進められたい。

また、事業推進の根幹となる「千葉県営水道事業中期経営計画（令和 3 年度～令和 7 年度）」についても、前計画（平成 28 年度～令和 2 年度）に引き続き、着実に取り組まれたい。

(c) 水道料金の未収金については、電子マネー決済等、収納方法を拡大する取組を推進するなど、引き続き滞納の未然防止を図るとともに、「水道料金徴収業務マニュアル」に基づき、一層の債権回収強化及び債権の適正な管理の徹底に取り組まれたい。

また、破産等により回収困難となった債権については、破産更生債権等への振替のみならず、債権放棄を含めた、より積極的な処理を進められたい。

さらに、破産更生債権等については、累増している状況であるので、一定の方針に基づき、積極的に処理を進められたい。

(d) 資金管理について、経済情勢や金融動向を注視し、管路の更新、施設整備等将来負担の増加に備え、企業債借入れの抑制及び適正な資金運用など、更なる効果的な管理に努められたい。

(ウ) 工業用水道事業会計

a 決算の状況

工業用水道事業会計における収益的収支決算額は、給水収益等の事業収益が 138 億 2,955 万余円で、浄配水費等の事業費用が 118 億 3,110 万余円となった。

一方、資本的収支決算額は、他会計出資金等の資本的収入が 34 億 7,355 万余円で、企業債償還金等の資本的支出が 70 億 9,072 万余円となった。

次に、損益については、収益は 127 億 1,750 万余円、費用は 112 億 8,659 万余円で、純利益が前年度に比べ 2 億 674 万余円増の 14 億 3,091 万余円となった。

収益は、給水収益や雑収益等が増加したことにより、前年度に比べ 3,699 万余円増加している。

一方、費用は、浄配水費や総係費等が減少したことにより、前年度に比べ 1 億 6,975 万余円減少している。

また、資金残高は、前年度に比べ 34 億 6,240 万余円増の 326 億 4,382 万余円となった。

b 意見

(a) 令和 2 年度は、前年度と比較して、給水収益や雑収益等の増加により当期純利益が増加している。

一方、将来的にも施設の老朽化の進行に伴い、更新整備費用の増加が見込まれていることから、今後とも、経費削減や新規受水企業の拡大等により、経営の健全化に努められたい。

(b) 施設の老朽化の進行に伴う更新や耐震化の一層の強化については、平成 29 年度末に策定した「千葉県工業用水道事業中期経営計画（平成 30 年度～令和 4 年度）」及び平成 27 年度末に策定した「千葉県工業用水道事業施設更新・耐震化長期計画（平成 30 年度～令和 39 年度）」に基づき、重要度、優先度を勘案しながら計画的に進められたい。

(c) 房総臨海地区工業用水道事業において、造成土地管理事業会計より令和 2 年度末で 248 億 9,533 万余円の借入残高があるが、平成 26 年 3 月に締結した「房総臨海地区工業用水道事業に係る貸付金に関する覚書」に基づき、計画的な返済に努められたい。

(エ) 造成土地管理事業会計

a 決算の状況

造成土地管理事業会計における収益的収支決算額は、土地分譲収益、土地貸付収益等の事業収益が 202 億 6,472 万余円で、土地分譲原価、一般管理費等の事業費用が 169 億 1,471 万余円となった。

一方、資本的収支決算額は、貸付金収入による資本的収入が 8 億 5,000 万余円で、他会計への出資金等の資本的支出が 42 億 8,072 万余円となった。

次に、損益については、収益は 202 億 4,986 万余円、費用は 168 億 9,986 万余円で、33 億 5,000 万余円の純利益となった。

収益は、新規分譲収入の増加等により土地分譲収益が増加したこと等により、前年度に比べ 119 億 4,576 万余円増加している。

一方、費用は、土地分譲原価の増加等により、前年度に比べ 76 億 1,733 万余円増加している。

また、資金残高は、前年度に比べ 95 億 6,019 万余円増の 868 億 9,297 万余円となった。

b 意見

- (a) 令和 3 年 3 月に策定した「千葉県造成土地管理事業経営計画(令和 3 年度～令和 7 年度)」に基づき、未処分地の分譲等を積極的に進め、全体的な資金収支のバランスに留意しながら財務基盤の強化に努められたい。
- (b) 保有土地の処分に当たっては、需要者のニーズを踏まえ、販売のための手法等を工夫するなどにより、できるだけ早期の土地処分を図るよう積極的に取り組まれたい。
- (c) 貸付料の減免を行っている土地等については、減免額の縮減又は売却等に努められたい。
- (d) 整備済みの公共施設については、早急に最終管理者に引き継ぎ、管理費の節減に努められたい。
- (e) 千葉ニュータウン事業について、「千葉ニュータウン事業における清算後の事務分担に関する協定」等に基づき、適正な事務執行に努めるとともに、未処分地の処分を積極的に進められたい。

(オ) 病院事業会計

a 決算の状況

病院事業会計における収益的収支決算額は、医業収益などの病院事業収益が 486 億 3,033 万余円で、医業費用などの病院事業費用が 507 億 8,464 万余円となった。

一方、資本的収支決算額は、企業債などの資本的収入が 248 億 8,635 万余円で、建設改良費などの資本的支出が 359 億 6,512 万余円となった。

次に損益については、収益 485 億 5,011 万余円、費用 507 億 8,241 万余円で、純損失 22 億 3,229 万余円となり、引き続き赤字となった。

また、未処理欠損金は令和 2 年度末で 260 億 7,262 万余円となっている。

収益は、新型コロナウイルス感染症対策関係の国庫補助金や負担金交付金が増加したこ

となどにより、前年度に比べ 30 億 8,890 万余円増加している。

一方、費用は、給与費や材料費が増加したことなどにより、前年度に比べ 22 億 3,988 万余円増加している。

また、資金残高は、前年度に比べ 5,460 万余円増の 25 億 4,844 万余円となった。

b 意見

(a) 令和 2 年度においては、佐原病院をはじめとする多くの病院において赤字を計上したことから、7 年連続で純損失を計上し、当年度未処理欠損金は年々増加している。

さらに、今後も、(仮称)総合救急災害医療センターの建築等に伴い、多額の経費を要することが見込まれる。こうした状況を十分認識した上で、確実に経営改善が図れるよう実効性のある対策を講じられたい。

(b) 令和 2 年度で終了した千葉県立病院新改革プランについては、主な経営指標に係る数値の多くが目標値を下回っている状況であった。次期改革プランの策定に当たっては、各病院の現状を踏まえた上で、それぞれに求められる役割に即した目標の設定を的確に行い、より具体的な改革プランを策定されたい。

(c) 医業未収金については、滞納の未然防止を図るとともに、法的措置を含めた債権回収の強化、回収業務委託の検討など、債権管理の適正化に努められたい。さらに、破綻更生債権等を早期に解消するためにも、処理方針を速やかに決定した上で、より積極的な処理を進められたい。

(d) 医師の減少もあり、多くの病院で入院患者、外来患者が減少したことから、医師の確保について、早急かつ着実に進められたい。

(e) 医療安全については、適正な管理体制を整備するとともに、引き続き情報を公表することにより、医療の透明性と県民の医療に対する信頼の向上に努められたい。

c 留意すべき事項 (欠損金が多額であり、経営改善を求めるもの)

No.	会計名	留意すべき事項
1	病院事業会計	令和 2 年度決算において、当年度純損失 22 億 3,229 万余円を計上し、依然として未処理欠損金は 260 億 7,262 万余円と多額である。 多くの病院において医業収支の改善が見られないため、昨年度よりもさらに経営状況が厳しくなっていることから、より一層の経営の健全化に取り組み、未処理欠損金の解消に努めること。

(カ) 流域下水道事業会計

a 決算の状況

流域下水道事業会計における収益的収支決算額は、維持管理費負担金等の事業収益が 320 億 914 万余円で、処理場費等の事業費用が 315 億 4,087 万余円となった。

一方、資本的収支決算額は、国庫補助金等による資本的収入が 95 億 4,816 万余円で、建設改良費等の資本的支出が 119 億 8,638 万余円となった。

次に、損益については、収益は 302 億 116 万余円、費用は 298 億 8,135 万余円で、3 億 1,980 万余円の純利益となった。

また、資金残高は、106 億 1,404 万余円となった。

b 意見

(a) 公営企業会計の適用により、経営の透明化や健全化が期待されていることから、経済情勢や金融動向を注視しつつ、安定した事業運営に努めるとともに、適正な資金管理に留意されたい。

(b) 老朽化が進行する下水道施設に対して、「千葉県流域下水道ストックマネジメント計画」に基づき、「持続的な機能の確保」と「ライフサイクルコストの低減」を図り、着実な維持管理を行うとともに、必要な改築についても的確に実施されたい。

V 例月出納検査

例月出納検査は、各会計の毎月の現金の出納について、計数が正確なものとなっているか、現金及び預金の出納事務が正確に行われているかを主眼として実施する検査である。

検査対象は、会計管理者所管及び公営企業管理者所管の全ての会計及び基金であり、毎月1回計12回（実地検査1回、書面検査11回）実施し、いずれも適正であることを確認した。

VI 基金運用状況審査

1 審査の実施状況

(1) 審査の対象

令和2年度基金の運用状況の審査対象は、次のとおりである。

令和2年度 千葉県土地開発基金

令和2年度 千葉県美術品等取得基金

(2) 審査の着眼点及び実施内容

令和2年度土地開発基金及び美術品等取得基金の運用状況の審査に当たっては、基金の運用が設置の趣旨に沿って適正で、かつ、効率的に行われているか、また、計数は正確であるか等の諸点に留意し、併せて関係諸帳簿、証書類等を照合精査するとともに関係者の説明を聴取し、慎重に審査を行った。

(3) 基金の運用状況

ア 土地開発基金

令和2年度末の基金現在高は、1,800,000,000円で、その内訳は、貸付金1,400,000,000円、現金400,000,000円である。

イ 美術品等取得基金

令和2年度末の基金現在高は、2,000,000,000円で、その内訳は、現金686,260,000円、物品1,313,740,000円である。

2 審査の結果及び意見

(1) 審査の結果

土地開発基金及び美術品等取得基金の運用状況調書は、関係諸帳簿、証書類及び金融機関証明書と符合しており、計数は正確なものと認められた。

(2) 審査の意見

土地開発基金及び美術品等取得基金の運用については、適正であると認められた。

Ⅶ 健全化判断比率等審査

1 健全化判断比率審査

(1) 審査の対象

令和 2 年度の千葉県一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算に基づく、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）とこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

(2) 審査の着眼点と実施内容

健全化判断比率審査に当たっては、

ア 法令等に照らし健全化判断比率の算出過程に誤りはないか。

イ 法令等に基づき適切な算定要素が健全化判断比率の算定に用いられているか。

ウ 公正な判断のもと健全化判断比率の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか。

などを主眼に、知事から提出された算定の基礎となる事項を記載した書類について、決算書等関係資料を照合精査するとともに関係当局の説明を聴取し、慎重に審査を実施した。

(3) 審査の結果

審査に付された下記健全化判断比率については適正に算定されており、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率	令和 2 年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— %	3.75 %	5.00 %
連結実質赤字比率	— %	8.75 %	15.00 %
実質公債費比率	8.6 %	25.0 %	35.0 %
将来負担比率	135.6 %	400.0 %	

健全化判断比率はいずれも早期健全化基準を下回っている。

2 資金不足比率審査

(1) 審査の対象

令和 2 年度の千葉県各公営企業会計の決算に基づく資金不足比率とこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

(2) 審査の着眼点と実施内容

資金不足比率審査に当たっては、

ア 法令等に照らし資金不足比率の算出過程に誤りはないか。

イ 法令等に基づき適切な算定要素が資金不足比率の算定に用いられているか。

ウ 公正な判断のもと資金不足比率の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか。

などを主眼に、知事から提出された算定の基礎となる事項を記載した書類について、決算書等関係資料を照合精査するとともに関係当局の説明を聴取し、慎重に審査を実施した。

(3) 審査の結果

審査に付された下記資金不足比率については適正に算定されており、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認められた。

会 計 名	令和2年度	経営健全化基準
千葉県特別会計 港湾整備事業	— %	20.0 %
千葉県特別会計 工業団地整備事業	— %	20.0 %
千葉県特別会計 土地区画整理事業	— %	20.0 %
千葉県特別会計 上水道事業会計	— %	20.0 %
千葉県特別会計 工業用水道事業会計	— %	20.0 %
千葉県特別会計 造成土地管理事業会計	— %	20.0 %
千葉県特別会計 病院事業会計	— %	20.0 %
千葉県特別会計 流域下水道事業会計	— %	20.0 %

VIII 内部統制評価報告書審査

1 内部統制評価報告書審査の概要

(1) 審査の対象

令和2年度千葉県内部統制評価報告書（以下「報告書」と言う。）

(2) 審査の着眼点

監査委員による報告書の審査は、知事が作成した報告書について、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかを、以下の観点から検討を行い審査するものである。

ア 評価手続に係る記載の審査

(ア) 内部統制対象事務について網羅的に評価されているか

(イ) 評価項目に対応する内部統制の整備状況及び運用状況が適切に把握されているか

イ 評価結果に係る記載の審査

(ア) 重大な不備に当たるかどうかの判断を適切に行っているか

(イ) 重大な不備は是正されているか

(3) 審査の実施内容

報告書について、知事及び内部統制評価部局から報告を受け、「千葉県監査委員監査基準」及び「令和2年度内部統制評価報告書の審査計画」に基づき、千葉県内部統制基本方針、内部統制推進部局の発出通知、内部統制3様式（作業一覧表、業務全体フロー図及びリスク評価シート）等の関係書類の確認、内部統制推進部局及び評価部局からの聞取りのほか、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

2 審査の結果

報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

(1) 特記事項

ア 重大な不備について

今回の報告書では、複数の県税事務所において個人事業税の多額な課税誤りが認められ、この点において、運用上の重大な不備があり、内部統制が有効に運用されていないと判断している。

また、是正状況については、該当する県税事務所において、是正措置が行われるとともに、さまざまな再発防止策が講じられたとしている。そして、令和3年度において、必要な内部統制3様式を整備した上で、整備状況及び運用状況の評価を実施することとしている。

一方、当該事案は、未だ是正措置が継続中であるとともに、内部統制様式についてもあらたに整備中であることから、審査時点では、是正措置は十分とは言い難い状況にある。今後は、速やかな措置を講じるとともに、内部統制体制を整備した上で、適正な制度運用に努めていただきたい。

イ 業務レベルの内部統制上の留意事項について

監査委員が実施している定期監査の監査結果において、依然として多数の事務誤りが認められ、内部統制上、重大な不備につながることも懸念されることから、今後の制度の運用において、以下の点について、特に留意していただきたい。

(ア) 複数の土木事務所、農業事務所等において、予定価格の誤りにつながる工事の積算誤りが散見されたが、これまでの研修やチェックシートの作成など、再発防止策が十分に機能していないと考えられるので、入札事務の適正化に向けて、更なる改善が必要である。

(イ) 多くの所属において、収入・支出事務の遅延や誤りが認められている。中には長期間にわたり必要な調定事務を怠っていたにもかかわらず、このことが組織内で看過され、その後の事務手続においても、適正を欠く処理が行われていた所属も認められた。今後は、事務処理の適正化に努めるとともに、執行体制の整備を図る必要がある。

(2) 最後に

内部統制が適切に整備・運用されるためには、職員一人ひとりが、制度の内容や、基本方針、整備・運用方法等について、十分に理解して取り組むことが不可欠である。

業務を法令に基づき適正に執行し、また効率的かつ効果的な業務執行等を達成するためにも、引き続き、職員の意識啓発やマニュアル等の整備などのリスク対応策や迅速な是正措置の実施に向けて、内部統制を組織全体に定着させ、より適切に運用できるよう、内容について不断の見直しを行い、基本方針に掲げた最終目的である「県民から信頼される県政の確保」に努めていただきたい。

IX 住民監査請求

1 住民監査請求の概要

「住民監査請求」は地方自治法第 242 条に規定されており、その目的は、普通地方公共団体の長等の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民から監査委員に対し、監査を請求する権利を認めることにより、当該普通地方公共団体の財務行政の適正な運営を確保することにある。

また、住民は、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることもできる。

2 監査の結果

令和 2 年度は 2 件の請求があったが、いずれも地方自治法に定められた要件を備えていない請求であったため、監査を実施していない。

X 外部監査

1 外部監査の概要

外部監査は、平成 11 年度から導入された制度で、知事が公認会計士や弁護士などの外部の専門知識を有する者と契約を結び、契約に基づき専門的な視点から行われる監査で、包括外部監査と個別外部監査があり、令和 2 年度は、2 に記載の者と包括外部監査契約が締結され、包括外部監査人が選定したテーマについて、監査が行われた。

なお、個別外部監査は行われなかった。

2 包括外部監査人

公認会計士 岡村 俊克

3 包括外部監査のテーマ・監査対象

(1) 監査テーマ

「教育に関する財務事務の執行について」

(2) 監査対象

千葉県教育委員会及び総務部学事課ほか

4 包括外部監査の結果の公表

包括外部監査の結果は、千葉県報（令和 3 年 3 月 26 日第 13618 号）に掲載し公表した。

また、千葉県監査委員事務局ホームページに掲載した。

（アドレス：<http://www.pref.chiba.lg.jp/kansa/index.html>）

【資料】

1 監査委員

区分	氏名	就任年月日	退任年月日	備考
識見委員	中島 輝夫	平成 30 年 4 月 1 日	—	常勤 代表監査委員
	川口 明浩	令和 2 年 4 月 1 日	—	非常勤
議選委員	林 幹人	令和 2 年 7 月 4 日	令和 3 年 7 月 13 日	非常勤
	山本 義一	令和 2 年 7 月 4 日	令和 3 年 7 月 13 日	非常勤
	瀧田 敏幸	令和 3 年 7 月 14 日	—	非常勤
	武田 正光	令和 3 年 7 月 14 日	—	非常勤

令和2年度監査計画

(令和2年7月17日決定)

千葉県監査委員監査基準第7条第1項の規定により、令和2年度監査計画を次のとおり定める。

1 基本的考え方

千葉県監査委員監査基準に基づき、合規性、正確性、経済性、効率性及び有効性の観点から、監査を行うものとする。

監査の実施に当たっては、監査の効率化及び重点化の観点から重点監査事項を設定するとともに、地方自治法の改正により本年4月から知事に求められている内部統制制度の整備及び運用の取組状況を踏まえ、監査の対象に係るリスクの内容及び程度にも留意しつつ、監査を行うものとする。

また、監査結果等の情報を県民に積極的に、かつ、わかりやすく公表し、県民から信頼される監査の実現を目指す。

2 重点監査事項

財務事務において特別に注意・検討が必要な事項及び適正な事務執行の確保のために確認が必要な事項を以下のとおり選定し、重点的に監査を行うものとする。

(1) 財務事務について

ア 収入未済の債権管理等について

普通会計、公営企業会計に係る収入未済は依然として多額にのぼっており、歳入の確保だけでなく県民負担の公平性という観点からも、解消に向けた取組を進める必要がある。

そこで、行政代執行負担金、水道料金等の収入未済については、適正な債権管理の手續等が講じられているかを確認する。

また、県税の収入未済については、効果的な縮減対策が行われていることを確認する。公営企業会計における破産更生債権等については、その管理状況を確認する。

イ 工事の執行について

公共工事等は、社会資本の整備を目的としたものであり、適正な執行がされない場合には、県財政だけでなく、県民生活へ及ぼす影響が懸念される。

そこで、契約、設計、積算、施工、履行確認等、予算が適正かつ効率的に執行されているかを確認する。また、施行時期の平準化の取組状況とともに、繰越しの縮減に努めているかを確認する。

ウ 契約事務について

契約事務は、行政運営における重要かつ基本的な事務処理であり、公平性・透明性・経済性の観点からも、関係法令等を遵守し、適正かつ円滑に実施していくことが求められる。

そこで、契約及びその履行確認が法令等に基づき適正に行われているかを確認する。

エ 財産の管理等について

県が保有する財産は、県民から負託された重要な資産であり、その取得、使用、管理及び処分について適正に行うことが求められる。

そこで、財産の取得、管理（利用状況等も含む。）及び処分が法令等に基づき適正に行われているかを確認する。

(2) 適正な事務執行の確保について

県政に対する信頼確保のためには、適正な事務執行が求められるが、個人情報への漏えい等県民生活に影響が懸念される事例のほか、支出負担行為や調定の遅延等の事務処理のミスが多く認められている状況にある。

そこで、以下の取組等により経理処理を含めた適正な事務執行の確保が図られているかを確認する。

- ・業務プロセス上のリスクの適正な識別・評価に基づく対応の徹底
- ・職員のコンプライアンス意識の徹底
- ・職員の事務処理能力の向上
- ・組織における複数での確認や事務進捗管理等の徹底

3 実施方法等

(1) 定期監査

ア 対象期間は原則令和2年度とし、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行を対象に監査を実施する。

イ 監査を効果的に実施するため、普通会計・公営企業会計ともに、重点監査事項及び各監査対象機関における課題に重点を置いて実施する。

ウ 監査対象機関は、令和2年4月1日現在の486機関とし、実施方法・実施体制は、表1のとおりとする。

エ 監査の実施に際し、事前に事務局職員による職員調査を実施する。

(2) 随時監査

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、監査委員が必要と認めるときは監査を実施する。実施方法等については、その都度監査委員が協議して定める。

(3) 行政監査（テーマ型）

事務の執行について、監査委員が必要と認めるものを対象に、監査を実施する。実施方法等については、その都度監査委員が協議して定める。

(4) 財政的援助団体等監査

ア 対象期間は原則令和元年度とし、財政的援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、適切かつ効率的に行われているか、当該財政的援助等の目的に沿って行われているか、財政的援助団体等に対する所管部局の指導監督が適切に行われているかを主眼として監査を実施する。

出資法人については、資金管理及び運用並びに公の施設の管理受託の状況についても確認する。

イ 監査対象団体は、次のとおりとする。

- ① 県の出資比率が25%以上の出資法人
- ② 県の補助金が3億円以上の私立高等学校
- ③ 県の補助金が5千万円以上の団体（市町村及び出資法人を除く。）
- ④ 県の委託料が5千万円以上の指定管理者（市町村及び出資法人を除く。）

ウ 監査対象団体数及び監査の実施方法・実施体制は、表2のとおりとする。

エ 監査の実施に際し、事前に事務局職員による職員調査を実施する。

(5) 決算審査

ア 普通会計

令和2年度決算について、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であるかを確認するとともに、予算が合理的かつ効率的に執行されているか、会計全般の決算状況等について審査を実施する。

イ 公営企業会計

令和2年度決算について、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であるかを確認するとともに、経営成績及び財務状況を適正に表示しているか、経営活動が経済性、公共性を発揮しているか、会計全般の決算状況等について審査を実施する。

ウ 対象会計は、以下のとおりとする。

- ・ 会計管理者所管の一般会計、18特別会計及び21基金
- ・ 公営企業管理者所管の4特別会計、1基金及び企業局共通勘定
- ・ 知事所管の1特別会計（令和2年度会計から公営企業会計に移行した下水道事業）

エ 実施方法・実施体制は、本庁の定期監査と同様とする。

オ 審査は実地により行い、事前に事務局職員による職員調査を行う。

(6) 例月出納検査

- ア 各会計の毎月の現金の出納について、計数が正確なものとなっているか、現金及び預金の出納事務が正確に行われているかを主眼として検査を実施する。
- イ 検査対象は、決算審査と同様とする。
- ウ 検査は毎月実施するものとし、事前に事務局職員による職員調査を実施する。
- エ 検査は、監査委員全員による実地検査を年1回(12月)及び書面検査を年3回(6月、9月、3月)実施し、他の月は常勤の監査委員による書面検査とする。

(7) 基金運用状況審査

- ア 令和2年度における基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているかを確認するとともに、基金の運用が設置目的に沿って適正に行われているかを主眼として審査を実施する。
- イ 対象基金は、土地開発基金及び美術品等取得基金とし、実施方法・実施体制は、本庁の定期監査と同様とする。
- ウ 審査は実地により行い、事前に事務局職員による職員調査を行う。

(8) 健全化判断比率等審査

- ア 令和2年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるかを主眼として審査を実施する。
- イ 対象会計及び実施方法・実施体制は、決算審査と同様とする。
- ウ 審査は実地により行い、事前に事務局職員による職員調査を行う。

(9) 内部統制評価報告書審査

- ア 知事が作成した内部統制評価報告書について、知事による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかについて審査を実施する。
- イ 審査対象は財務に関する事務とし、実施方法・実施体制は、本庁の定期監査と同様とする。
- ウ 審査は実地により行い、事前に事務局職員による職員調査を行う。

4 監査日程等

監査等の目的及び規模に応じて、監査等の具体的な日程、担当する監査委員等を、月間の監査等計画で定める。

5 監査等の実施時期及び報告・公表時期

監査等の種類		実施時期	報告・公表時期
定期監査	本 庁	普通会計	令和3年8月
		公営企業会計	令和3年7月
	出先機関		令和2年9月～令和3年7月
財政的援助団体等監査		令和2年9月～令和3年3月	令和2年12月、 令和3年2月・6月
決算審査	普通会計	令和3年8月	令和3年9月
	公営企業会計	令和3年7月	
例月出納検査		毎月25日とし、当該日以外に 実施する必要がある場合は、月 間の監査等計画で定める日	令和2年12月、 令和3年2月・6月・9月
基金運用状況審査		令和3年8月	令和3年9月
健全化判断比率等審査		令和3年8月	令和3年9月
内部統制評価報告書審査		令和3年8月	令和3年9月

6 監査結果等の報告・公表

監査等の結果については、上記5に記載する報告・公表時期に知事等へ提出するとともに、県報掲載により公表する。併せて、監査委員事務局のホームページ等を活用して、県民に積極的に、かつ、分かりやすく公表を行う。

また、講じた措置の内容についても同様に公表を行う。

7 監査結果のフォローアップ

- (1) 監査結果に基づく改善措置が適切になされているかを把握、確認するとともに、措置状況の報告を速やかに求める。
- (2) 監査結果やそれに基づき講じられた措置の内容について、全執行機関等における情報の共有化を図る。

表1 定期監査の監査対象機関数及び実施方法・実施体制

区 分		監査対象 機 関 数	実 施 方 法		
			実地監査	書面監査	計
普 通 会 計	本 庁	108	108	—	108
	出先機関	338	131	207	338
	計	446	239	207	446
公 営 企 業 会 計	本 庁	14	14	—	14
	出先機関	26	17	9	26
	計	40	31	9	40
合 計	本 庁	122	122	—	122
	出先機関	364	148	216	364
	計	486	270	216	486

実施体制：本庁の実地監査は、原則、監査委員全員により実施する。

出先機関の実地監査は、原則、監査委員2名により実施する。

書面監査は、原則、監査委員全員により実施する。

※やむを得ない事情により変更する場合がある。

※本庁の下水道課は、普通会計と公営企業会計の両方に属するため両方で計上している。

表2 財政的援助団体等監査の監査対象団体数及び実施方法・実施体制

区 分	監査対象 団 体 数	実 施 方 法		
		実地監査	書面監査	計
出 資 法 人	32	24	8	32
私立高等学校	33	6	7	13
その他の援助 (補助) 団体	13	1	0	1
指 定 管 理 者	15	3	0	3
計	93	34	15	49

実施体制：実地監査は、原則、監査委員2名により実施し、書面監査は、原則、監査委員全員により実施する。

※やむを得ない事情により変更する場合がある。

千葉県の監査－令和2年度版－

令和3年12月発行

千葉県監査委員事務局

所在地：千葉市中央区市場町1－1 千葉県庁南庁舎6階

電話：043-223-3727 FAX：043-222-5233

ホームページ：<http://www.pref.chiba.lg.jp/kansa/index.html>